シンポジウム１

シンポジウム１

座長：藤原　芳人（ふじわら小児科）

タバコ問題

S1-1. 受動喫煙防止対策をめぐる政治情勢について

松沢　成文（参議院議員　前神奈川県知事）

S1-2. 東京都受動喫煙防止条例

岡本　光樹（弁護士・東京都議会議員）

S1-3. 子どもの虐待　新たな定義

齋藤　麗子（十文字学園女子大学　健康管理センター）

S1-4. こどもの受動喫煙を防止するために法規制が必要な理由

大和　　浩（産業医科大学　産業生態科学研究所）

S1-5. 小児労働が吸い込め詐欺の原動力−作って死に・売って儲け・買ってだまされ・吸って死ぬ−

来馬　明規（とげぬき地蔵尊高岩寺　住職・医師）

タバコ問題

ふじわら小児科
藤原　芳人

オリンピック・パラリンピック開催に向けて、国際標準の受動喫煙防止対策が進まない中、加熱式タバコなど新たな火種も登場している。

小児科医はタバコ問題について、社会啓発の先鞭を取らねばならない。家庭内や社会環境下で受動喫煙から子どもを守らなければならない。国は、受動喫煙について罰則のない「健康増進法」でしか対応していない。

今は努力義務であるものの、その制定に奔走された岡本光輝氏には「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」について、国政で罰則規定のある法律制定を目指している松沢成文氏には受動喫煙対策をめぐる政治情勢について、タバコ煙の有害性を公衆衛生学的に検証されている大和浩氏には法規制が必要な理由を解説していただく。来馬明規氏にはタバコ葉の生産現場は「子ども虐待」の上に成り立っていることとタバコは「吸いこめ詐欺」であること、そして斎藤麗子氏には子どもへの受動喫煙が虐待であることを提言していただく。

座長：藤原　芳人（ふじわら小児科）

受動喫煙防止対策をめぐる政治情勢について

参議院議員　前神奈川県知事
松沢　成文

去る３月９日、政府は、「受動喫煙対策を強化するための健康増進法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、衆議院に提出しました。しかし、この政府案は、多くの国民が望むような実効性のある法律案ではなく、自民党たばこ族議員など反対勢力の抵抗により原則禁煙の理念が守られていない、実効性に乏しい骨抜きにされた内容の法案となってしまいました。

そこで、超党派の「東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止法を実現する議員連盟」では、実効性があり国際基準に則った、そして、実現性の高い対案の提出を目指し、議連試案を幹事長である私が中心となってまとめました。

議連試案は、昨年に示された厚労省と東京都の基本的な考え方を参考に、飲食店については、全従業員の同意を得た 30㎡以下のバー・スナックのみ例外として喫煙可能とするなど現実的に考え得る最も厳しい案となっています。この議連試案をもとに野党から議員立法として対案を提出し、政府案と同時に国会で議論してもらうことを目指します。実際に両案が比較されれば、どちらがより望ましい法案なのかは一目瞭然となります。

そして、その法案採決の際には各議員それぞれ個人の信念に基づいて投票できるよう、党議拘束を外して採決に臨むことを各党に求めることも、議員連盟で決めました。過去には臓器移植法案の採決の際に各党が党議拘束を外し、議員それぞれの判断で採決に臨んだということがありましたが、この法案も同様に国民の健康に直接関わる重要な問題でありますので、政党の都合で議員の投票行動を制限する党議拘束には馴染みません。反対勢力の激しい抵抗に負けないためにも、こうして議員一人ひとりに信念に基づいた正しい判断を求めます。

2020 年東京五輪前までの施行に向けて、残された時間は多くありません。今国会で法案成立させ海外から訪れた方にも恥ずかしくない、また、国民の皆さんの健康によりよい生活環境となることを目指します。

松沢　成文

【略　歴】
・1958年４月２日神奈川県川崎市生まれ。59才
・高校生時代はラグビーに熱中し、慶應義塾高校ラグビー部キャプテンをつとめる。
・1982年、慶應義塾大学法学部政治学科卒業。在学中に講談社の情報誌「HOT DOG PRESS」の海外取材員として執筆活動に携わる。
・大学卒業後、（財）松下政経塾に第３期生として入塾。米国ワシントンD.C.にて米国連邦下院議員ベバリー・バイロン女史スタッフとして活動。『この目でみたアメリカ連邦議員選挙』（中公新書）を出版。
・1987年、神奈川県議会議員選挙に立候補し、県政史上最年少で初当選。
・1993年、衆議院議員に初当選し、その後、連続３期を務める。この間、党派を超えて郵政民営化などの改革に取り組む。『郵政民営化論』（PHP研究所）を小泉純一郎氏と共編。
・1999年、初の民主党代表選挙で菅直人氏との対決、180票対51票で善戦。
・2003年、神奈川県知事選挙に、日本で初めてマニフェストを掲げ、無所属で立候補し、初当選。2007年には200万票を超える圧倒的な支持を集め再選を果たす。
・この間、「水源環境保全税」「知事多選禁止条例」「インベスト神奈川で企業誘致　（169社）」「受動喫煙防止条例」「高校日本史必修化」「電気自動車の普及促進」など全国初の数々の先進的政策を成功させ、大きな注目を集める。外部評価委員会から「マニフェスト83％達成」という総括を得た。
・2009年１月、日本の政治家として唯一、バラク・オバマ第44代米国大統領就任式に招待を受け出席。
・2011年3月、東京都知事選挙への立候補を表明するも東日本大震災発生のため、出馬を断念。
・同年4月、神奈川県知事を退任。
・2012年11月、東京都知事選挙に立候補し、621,278票を得るが落選。
・2013年7月、みんなの党より参議院選挙神奈川選挙区に立候補し当選。
・2014年12月、みんなの党解党に伴い、次世代の党に入党。幹事長に就任。
・2015年８月、次世代の党を離党し無所属。
・2017年9月、希望の党結党に参画。
・現在、参議院議員、希望の党参議院議員団代表。文教科学委員会、懲罰委員会、憲法審査会、参議院改革協議会に所属。他に、聖マリアンナ医科大学客員教授、明治大学兼任講師、一般社団法人首都圏政策研究所代表理事、一般社団法人スモークフリージャパン代表理事など。

【家族】　妻と娘夫婦と２人の孫と愛犬ティオ（柴犬）
【趣味】　ジョギング、映画鑑賞、歴史研究　【血液型】A型
【尊敬する人物】　二宮尊徳、福沢諭吉、松下幸之助　【座右の銘】　運と愛嬌、破天荒力
【好きな俳優/タレント】　高島礼子、ロバート・デ・ニーロ、西川きよし
【好きな食べ物】　かつ丼、ラザニア　【好きな飲み物】　ハイボール、カプチーノ

【主な著書】
『首相公選で日本の政治は甦る』（マガジンランド新書）『始動！江戸城天守閣再建計画』（ワニブックスPLUS新書）『教養として知っておきたい二宮尊徳』（PHP新書）『甦れ！江戸城天守閣』（ヨシモトブックス）『JT、財務省、たばこ利権』（ワニブックスPLUS新書）、『二宮尊徳の遺訓』（ぎょうせい）、『生麦事件の暗号』（講談社）、『もしも国民が首相を選んだら』（マガジンランド）、『私が吉本に入った本当の理由』（毎日ワンズ）、『二宮尊徳の破天荒力』（ぎょうせい）、『それでもタバコを吸いますか？』笹川陽平共著（幻冬舎）『受動喫煙防止条例一神奈川発、日本初の挑戦』（東信堂）、『破天荒力一箱根に命を吹き込んだ　「奇妙人」たち』（講談社）、『インベスト神奈川一企業誘致への果敢なる挑戦』（日刊工業新聞社）、『実践マニフェスト改革一新たな政治・行政モデルの創造』（東信堂）、『郵政民営化論一日本再生の大改革！』共編:小泉純一郎（PHP研究所）他

座長：藤原　芳人（ふじわら小児科）

東京都受動喫煙防止条例

弁護士・東京都議会議員
岡本　光樹

（1）子どもを受動喫煙から守る条例の意義と展望

昨年（2017年）10月5日、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が可決・成立し、本年（2018年）4月1日施行された。　http://www.gikai.metro.tokyo.jp/bill/2017/3-2.html

この条例は、罰則はないが、子どもの受動喫煙を防止するための啓発や施策の推進を定めた条例である。

「都民は、・・いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。」（第3条1項）との包括条項に加え、家庭内（第6条）、家庭外の施設（飲食店等）・喫煙室（第7条）、自動車内（第8条）、公園（第9条）、学校・保育所周辺の路上（第10条）、小児医療施設周辺の路上（第11条）における受動喫煙防止等を定めている。

東京都は、未成年者の喫煙防止には予算を用いてきたものの、この条例制定前は、子どもの受動喫煙防止に全く予算を用いていなかった。

条例施行に伴い、東京都福祉保健局は、幼稚園･小中高校 3600カ所、保育所 4000カ所、医療機関 1万4600カ所、飲食店関係団と連携して周知・啓発に努め、予算も拡充した。

また、都が管理する公園では、灰皿の撤去・移動や喫煙者への周知・啓発を進める。今後、都内の区市町村と連携して、区市町村が管理する公園や路上でも、受動喫煙防止を進めることになる。ニコチンの依存性や禁煙治療に関する教育の充実にも期待したい。

この条例は、広島県福山市にも波及し、「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」が3月22日に市議会全会一致で可決・成立し、4月1日から施行された。

こうした条例の全国的な波及に期待しつつ、条例の意義及び今後の展望について解説する。

（2）罰則付きの受動喫煙防止法・条例の動向

健康増進法の改正法案が、3月9日に閣議決定された。この法案では、経過措置として規制対象から外れる飲食店が約５．５割程度と推計され、原則よりも例外の飲食店の方が多いと想定されている。

東京都も、罰則付の「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の制定を検討している。

これらの法案及び条例案について、最新の内容及び動向を解説する予定である。

岡本　光樹

【略　歴】

2001年　広島大学附属福山高校卒業
2004年　司法試験合格（大学在学中）
2005年　東京大学法学部卒業
2005年　司法修習　京都地裁
2006年　弁護士登録　日本有数の法律事務所にて経験を積む
2011年　独立開業　岡本総合法律事務所

NHK　あさイチ、TBS　ビビット、テレ朝　Qさま!!、日テレ　頭脳王などテレビ出演
タバコ問題・受動喫煙問題に関して新聞掲載多数

【役　職】

第二東京弁護士会 人権擁護委員会　受動喫煙防止部会 部会長（2010年10月から現在）
日本弁護士連合会 公害対策･環境保全委員会 化学物質部会（2016年度から現在）
東京都医師会 タバコ対策委員会 委嘱委員（2011年8月から2017年5月まで）
厚生労働科学研究費補助金研究事業　中村班　研究分担者（平成25年度から現在）
日本禁煙学会理事（現在）

2017年7月　東京都議会議員に当選。都民ファーストの会　副幹事長　代表補佐
厚生委員会に所属し、議員提案の「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」制定に尽力。また、罰則付の「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の制定を目指す。

座長：藤原　芳人（ふじわら小児科）

子どもの虐待　新たな定義

十文字学園女子大学　健康管理センター
齋藤　麗子

東京都は全国に先駆けて、子どもを受動喫煙から守る条例を本年 4 月から施行した。家庭内や自家用車内の受動喫煙についても規制することは先進国では当然のことであるが、我が国ではこれは画期的なことである。これらについて様々な職種の人々に意識調査を行った。[対象と方法]　東京都の条例が採択されたのちの 10 月から 12 月に演者が講演で接した様々な職種の方たちに無記名のアンケートを実施し約 600 人の回答を得て、職種別に分類し検討した。[結果] 1）子どもを受動喫煙から守る条例による規制について「必要」が過半数を占め次に「害の周知が先」が続いた。「換気扇やベランダなら認める」「不要」と回答したのはごくわずかであった。2）家庭内や自家用車内の喫煙は虐待かの問いでは「虐待」と「虐待とは言えない」が半々となった。

[考察] 職種別に検討すると 1）は法的規制の必要性「有」は、医師が多く、教員、母子保健関係、一般人が半数以上で同様の比率であった。会社員、看護師、学生は半数が必要性ありと回答した。規制は「不要」とベランダや換気扇の下では喫煙しても良いと回答したのは学生に多かった。学生にはその後授業で受動喫煙について学習し、考えに変化がみられた。

2）虐待との認識では医師は 80% が虐待と考え、次に一般人であり、その他の職種は 50% 程であった。学生は 20% のみであった。

[まとめ] 虐待の定義として 4 分類の一つの「身体的虐待」は身体に外傷を及ぼすこととなっている。呼吸器疾患や中耳炎、発育障害など外傷に結び付くものでもないが、子どもの発育を脅かすという意味ではそれも虐待であるといえる。たとえ罰則がなくとも、子どもの健康を守るために人々にたいして、このような認識を広く社会に広めることが、子どもに関わる仕事を行っている者の役割と思われる。

そこで日本小児医療保健協議会の子どもをたばこの害から守る合同委員会では啓発ポスターを作製した。全国の医療従事者が子供を受動喫煙から守るためにこのポスターを活用してほしい。

齋藤　麗子

【略　歴】

1975年　東京女子医科大学卒業
　　東京医科大学病院小児科入局
1984年　東京都衛生局入都　6区2市の
　　保健所予防課長、センター長、所長を歴任
2010年　十文字学園女子大学教授　幼児教育学科
2015年　健康管理センター長　産業医　現在に至る

1991年　「妊婦と夫の喫煙状況と出生児の影響」で医学博士授位
1992年　日本禁煙推進医師歯科医師連盟運営委員　2016年から会長
2006年　「健やか親子21」厚生労働大臣表彰
　　日本小児医療保健協議会こどもをタバコの害から守る合同委員会委員長
　　小児科専門医

東京書籍中学教科書「新しい保健体育」著作委員
2016年　厚生労働省タバコの健康影響評価委員会　委員

座長：藤原　芳人（ふじわら小児科）

こどもの受動喫煙を防止するために法規制が必要な理由

産業医科大学　産業生態科学研究所
大和　浩

平成 28 年 4 月、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が施行されました。都条例では「子どもについては、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であり、保護の必要性が高い。また、子どもは社会の宝、未来への希望であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である」とされ、自宅や自家用車内で喫煙しないこと、また、飲食店等で喫煙席に子どもを同伴しないことが努力義務になりました。

我々が調査した子どもが曝露されうる状況でのタバコ煙の濃度を示します。

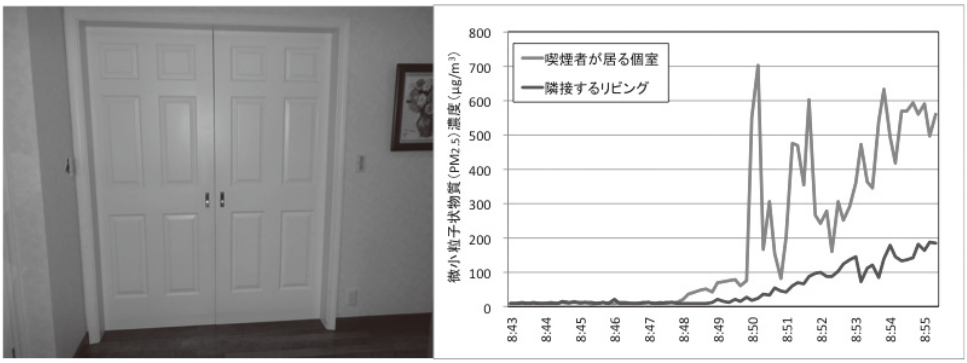

個室で喫煙した場合のリビングの汚染

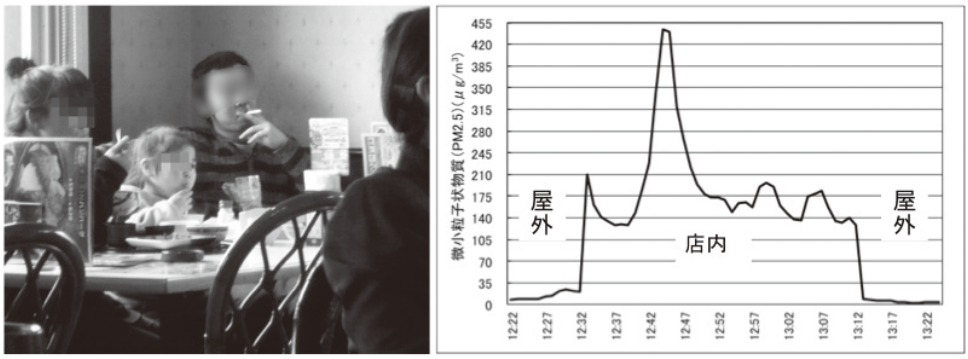

ファミリーレストラン喫煙席の受動喫煙

すでに 55 か国で飲食店等は全面禁煙となり、未成年者が同乗する自家用車での喫煙は法律で禁止されている国も増えてきました。それらの国では「受動喫煙は有害」という社会規範が醸成され、たとえ規制はなくても自宅内での喫煙も減ったことで、子どもの喘息による入院が減少しています。子どもの健康を守るためには、まず、規制できる場所（飲食店等）と外部から見える場所（自家用車）での喫煙は罰則を伴う法律で規制するべきであることについて解説します。

大和　浩

【略　歴】

1986年産業医科大学医学部卒業。呼吸器内科、労働衛生工学研究室を経て、2006年より現職。日本産業衛生学会指導医、労働衛生コンサルタント。

座長：藤原　芳人（ふじわら小児科）

小児労働が吸い込め詐欺の原動力

ー作って死に・売って儲け・買ってだまされ・吸って死ぬー

とげぬき地蔵尊高岩寺　住職・医師

来馬　明規

私は多くの参拝客を迎える小さな寺で医師免許を活かそうと、地域の人々に AED の使い方を教え、禁煙を推進してきました。そのなかで、タバコ原料の生産現場で子どもたちがひどい虐待を受けている事実に気がつきました。小児科臨床の立場からタバコ対策を進める皆さんと、ぜひこれらの情報共有を希望します。キーワード『葉タバコ＋小児労働』『緑タバコ病＋子ども』でネット検索してご確認ください。諸外国で子どもが学校へ行けずに葉タバコの収穫に駆り出され､経皮吸収される大量のニコチンで小さな体を傷めながらわずかな報酬を得ていることがわかります。

なぜタバコはだめなのか？タバコには人権侵害・差別・労働搾取・自然破壊があり、人をダマし、アンフェアな手法で暴利を得ているからです。タバコ問題はあまりに深刻で、我々医療従事者には手に負えない「地球･人類の課題」かもしれません。しかし、think globally, act locally という言葉があります。ご担当される患児のタバコ病治療が、地球の反対側の葉タバコ農園で働く子どもたちの救済に繋がると信じ、タバコのない世界の実現を念じ、足元から実践してくだされば、ありがたく思う次第です。

参考

1）タバコ産業は小児労働対策団体 (ECLT) を作り「人権擁護のフリ」をしています。
http://www.eclt.org
2）東京都医師会報 急募 タバコに感染した地球の担当医 来馬 平成 28 年 6 月
短縮 URL http://xfs.jp/4bdnr
3）弁護士ドットコム「タバコは人権侵害を通じて作られている」僧侶兼医師の来馬さんら、製造過程も批判
https://www.bengo4.com/iryou/n_6337/
4）The Japan Times Mr. Mayor, tear down this smoking area and make Toshima a true ‘safe community’
Kuruma, A. 2013-6-18（検索でヒットします）

来馬　明規

【所属・資格】

一般社団法人日本禁煙学会・監事

総合内科・循環器・禁煙指導専門医　医学博士

日本医科大学・東京消防庁 救急救命法指導員 (ICLS・BLS)

【著書・受賞】

TV番組『ぶっちゃけ寺』千葉公慈師との共著『祖師に学ぶ禁煙の教え』が2011年曹洞宗特別奨励賞受賞　地元でAED普及を実践 心肺停止例の救命・社会復帰の実績を重ね消防総監賞・東京防災救急協会理事長賞ほか受賞多数